

白井市犯罪被害者等支援制度のご案内



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和7年4月版

目次

該当 <input checked="" type="checkbox"/>	名称	ページ
	経済的支援	1
<input type="checkbox"/>	一時避難宿泊費用助成金	1
<input type="checkbox"/>	遺族見舞金・支援金	2
<input type="checkbox"/>	重傷病見舞金・支援金	4
<input type="checkbox"/>	性犯罪被害見舞金	5
<input type="checkbox"/>	住居復旧費用助成金	6
<input type="checkbox"/>	再提訴費用助成金	7
<input type="checkbox"/>	執行手続費用助成金	8
<input checked="" type="checkbox"/>	注意事項	9
	相談支援	10
<input checked="" type="checkbox"/>	相談窓口	10

経済的支援（安全の確保）

一時避難宿泊費用助成金

概要

宿泊施設における一時避難措置を警察が限度まで実施して、なお一時避難の必要がある犯罪被害者等に対して、一時避難に係る宿泊費用を助成します。

対象要件

- 令和7年4月1日以降に発生した犯罪被害であること
- 一時避難の必要性が警察への照会等により客観的に確認できること
- 犯罪行為があった日に白井市民であること

対象費用

一時避難のために宿泊施設に支払った室料

※白井市配偶者暴力被害者等緊急避難支援等実施規則に基づく緊急一時避難支援により宿泊費の支給を受けている場合は、その額が対象費用から除外されます。

支給内容

1泊につき1万円限度に3泊までの対象費用に対して支給

申請期限

犯罪行為があった日から1年以内（ 年 月 日）

経済的支援（見舞金、経済的負担の軽減）

遺族見舞金・支援金

概要

犯罪被害者遺族を見舞うため見舞金を支給し、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、支援金を支給します。

対象要件

- 令和7年4月1日以降に発生した犯罪被害であること
 - 犯罪被害の内容が警察への照会等により客観的に確認できること
 - 犯罪被害者の遺族で、犯罪行為により犯罪被害者が亡くなった日に白井市民であること
 - 第1順位の遺族であること
- ※次ページの「遺族の範囲」及び「遺族の順位」をご確認ください。

支給内容

- 遺族見舞金 30万円
- 遺族支援金 15万円

※同一の犯罪被害に対して市から他の見舞金等が支給されている場合は、その額が支給額から除外されます。（重傷病見舞金・支援金、性犯罪被害見舞金、災害弔慰金）

申請期限

以下のいずれか短い方の期限

- 犯罪被害者が亡くなったことを知った日から1年以内（ 年 月 日）
- 犯罪被害者が亡くなった日から7年以内（ 年 月 日）

遺族の範囲

犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

遺族の順位

遺族の順位は生計維持関係により判断します。

見舞金は(1)から(4)の範囲で、支援金は(1)から(2)の範囲で、以下の順となります。

- (1) 配偶者
- (2) 犯罪被害者に生計を維持されていた遺族 （支援金はここまでが対象）
例）犯罪被害者に養育されていた子、犯罪被害者に介護されていた父母 等
- (3) 犯罪被害者の生計を維持していた遺族
例）犯罪被害者を介護していた子、犯罪被害者を養育していた父母 等
- (4) その他の遺族 （見舞金はここまでが対象）

また、生計維持関係において同順位の遺族については、以下の順となります。

- (1) 子
- (2) 養父母
- (3) 実父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

※第1順位の者が複数人いる場合は、共同して第1順位の遺族となります。

経済的支援（見舞金、経済的負担の軽減）

重傷病見舞金・支援金

概要

重傷病を負った犯罪被害者を見舞うため見舞金を支給し、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、支援金を支給します。

対象要件

- 令和7年4月1日以降に発生した犯罪被害であること
- 犯罪被害の内容が警察への照会等により客観的に確認できること
- 犯罪行為があった日に白井市民であること
- 犯罪行為により重傷病を負ったこと

※重傷病とは、全治1か月以上かつ労務に服することが出来ない期間が3日以上 of 傷病を言います。

支給内容

- 重傷病見舞金 10万円
- 重傷病支援金 15万円

※同一の犯罪被害に対して市から他の見舞金が支給されている場合は、その額が支給額から除外されます。（性犯罪被害見舞金、傷害見舞金）

申請期限

以下のいずれか短い方の期限

- 重傷病を負ったことを知った日から1年以内（ 年 月 日）
- 重傷病を負った日から7年以内（ 年 月 日）

性犯罪被害見舞金

概要

性犯罪の被害に遭った犯罪被害者を見舞うため見舞金を支給します。

対象要件

- 令和7年4月1日以降に発生した犯罪被害であること
- 犯罪被害の内容が警察への照会等により客観的に確認できること
- 犯罪行為があった日に白井市民であること
- 性犯罪の被害に遭ったこと

※対象となる性犯罪は、刑法に規定されている「不同意性交等」、「監護者性交等」、「不同意性交等致死傷」及び「強盗・不同意性交等及び同致死」並びにこれらの罪の未遂罪となります。

支給内容

10万円

※同一の犯罪被害に対して市から他の見舞金・支援金が支給されている場合は、その額が支給額から除外されます。

申請期限

以下のいずれか短い方の期限

- 性犯罪被害に遭ったことを知った日から1年以内（ 年 月 日）
- 性犯罪被害に遭った日から7年以内（ 年 月 日）

経済的支援（居住の安定）

住居復旧費用助成金

概要

住居において犯罪が行われたために、住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、居住の安定を図るため、住居の復旧に要する費用について助成金を支給します。

対象要件

□遺族、重傷病又は性犯罪被害見舞金の対象要件に該当すること

対象費用

犯罪被害が発生する前の状態に住居を復旧するための修繕費及び汚損等の除去費

例) 壊されたドアの修理、汚された壁の壁紙の張替え・清掃、機能しなくなった鍵の交換、半壊した家の建て替え 等

※白井市災害見舞金等支給規則に基づき住家被災見舞金が支給されている場合は、その額が対象費用から除外されます。

支給内容

30万円を限度に対象費用に対して支給

申請期限

犯罪被害が発生した日から1年以内（ 年 月 日）

経済的支援（訴訟手続についての支援）

再提訴費用助成金

概要

損害賠償請求権に係る債務名義を取得し、当該請求権の消滅時効を中断させるための再度の民事訴訟の提起の手続を行うために必要な費用について助成金を支給します。

対象要件

□遺族、重傷病又は性犯罪被害見舞金の対象要件に該当すること

対象費用

再提訴の際に裁判所に対し支払う費用

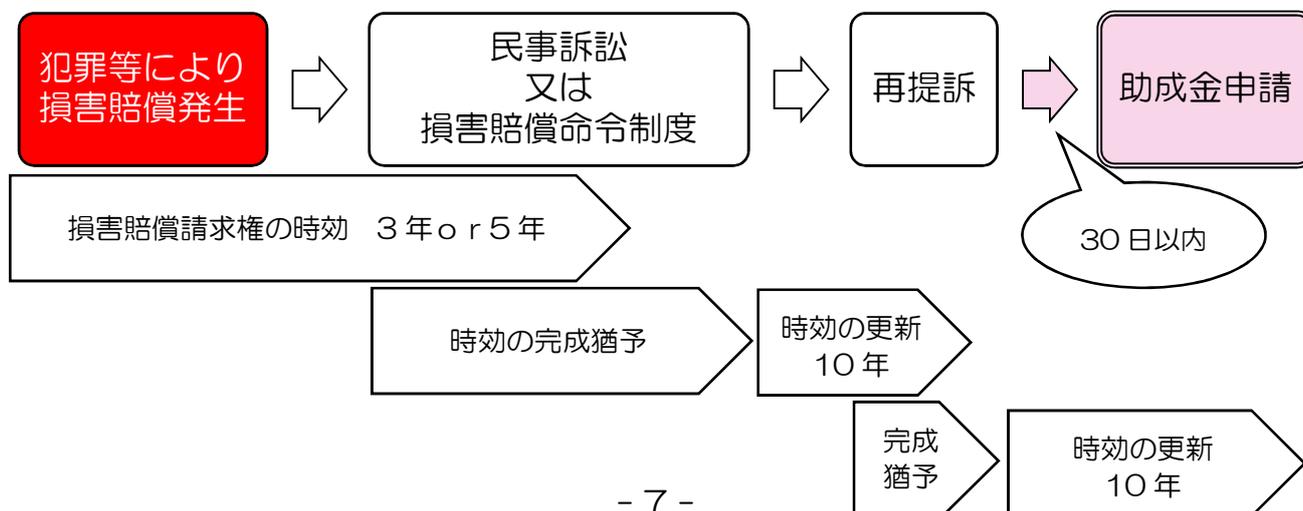
支給内容

33万円を限度に1回目の対象費用に対して支給

申請期限

再提訴の判決日から30日以内（ 年 月 日）

参考：助成金申請までの流れ



経済的支援（執行手続についての支援）

執行手続費用助成金

概要

加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等のうち市長が必要と認める者に対して、当該債務名義に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続を行うために必要な費用について助成金を支給します。

対象要件

□遺族、重傷病又は性犯罪被害見舞金の対象要件に該当すること

対象費用

財産開示手続又は第三者からの情報取得手続の際に裁判所に対し支払う費用

支給内容

5万円を限度に対象費用に対して支給

申請期限

裁判所の手続が終了した日から30日以内（ 年 月 日）

用語説明

- 財産開示手続

加害者に対して、裁判所を通じて財産を報告させる制度です。

- 第三者からの情報取得手続

銀行などの第三者に対して、裁判所を通じて加害者の財産を報告させる制度です。

経済的支援（注意事項）

注意事項

次に掲げる場合には、助成金、見舞金又は支援金は支給されません。

- (1) 他の地方公共団体から同種のもの支給を受けている場合
※千葉県から支給される見舞金は同時に支給を受けることができます。
- (2) 犯罪行為を誘発したなど、支給対象者にも、責任があったと市長が認める場合
- (3) 暴力団員である場合
- (4) 暴力団又は暴力団員を利用したことがある場合
- (5) 金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与等をしたことがある場合
- (6) 犯罪被害者等と加害者との関係等から判断して、支給することが適切でないと市長が認めるとき。
例）見舞金等の支給を受けることを目的に親族間で犯罪が行われた場合 等

次に掲げる場合には、助成金、見舞金又は支援金を返還する必要があります。

- (1) 後から助成金等が支給されない者であることが判明した場合
- (2) 虚偽の内容の申請により支給されていることが判明した場合
- (3) 助成対象となっている費用について、加害者から弁償を受けた場合

相談支援

総合的対応窓口（白井市）

概要

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じて、白井市の関係部署が行う支援に関する情報提供や橋渡しを行う窓口となります。

白井市においては市民活動支援課に設置されています。下記連絡先より本案内に記載の助成金、見舞金及び支援金の受付並びに相談の受付をしています。

連絡先

〒270-1492 白井市復1123

白井市 市民環境経済部

市民活動支援課 市民安全班

☎ 047-401-4081（平日8:30~17:15）



その他相談窓口

千葉県・千葉県警察が発行している「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」で確認できます。